

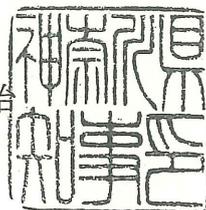


横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る  
環境影響評価準備書に対する意見

国土交通省関東地方整備局長 石原 康弘及び横浜市長 林 文子から送付がありました横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書に対する環境影響評価法第20条第5項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

平成30年11月15日

神奈川県知事 黒岩 祐治



## I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第15条に基づき、事業者である国土交通省関東地方整備局及び横浜市から、平成30年6月22日に送付のあった環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の概要は次のとおりである。

### 1 事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

### 2 事業者

国土交通省関東地方整備局  
横浜市

### 3 事業の目的

国際コンテナ戦略港湾として、コンテナ船の大型化や貨物量の増加に対応するため、横浜港新本牧地区において、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな臨海部物流拠点を形成する。

### 4 事業の内容

本事業は、埋立用材として建設発生土、浚渫土砂等を使用し公有水面の埋立てを行うものである。埋立区域の面積は約140ヘクタールであり、工事期間をおおむね20年程度とし護岸等の構造をセル式<sup>※1</sup>及びケーソン式<sup>※2</sup>とする。

※1 鋼板でできた円筒形の外殻を海底の地盤に打ち込み、殻の中に土砂などを投入し、護岸を形成するもの。

※2 基礎となる石の上にコンクリート製や鋼製の箱を置き、箱の中に土砂などを投入し、護岸を形成するもの。

### 5 事業実施区域

事業実施区域は、横浜市中区本牧ふ頭地先海域の約140ヘクタールの範囲である。

### 6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は横浜港港湾区域内に位置し、近傍には本牧ふ頭、大黒ふ頭及び現在埋立工事中の南本牧ふ頭が存在する。また、事業実施区域の北側には大黒ふ頭との間に航行密度が高い横浜航路が設けられている。横浜港は国

際的な貿易港湾として商業港、工業港の機能を有し、海域は物流を中心とした港湾関連活動のほか水上交通や海洋性レクリエーションなど多様な利用が図られている。

事業実施区域に隣接する陸域である本牧ふ頭は埋立地であり、周辺の海岸線の大部分が護岸、岸壁等の人工的なものとなっている。都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく臨港地区に指定され、けい留施設やクレーンなどの荷揚げ施設が設けられているほか、横浜港シンボルタワーや本牧海づり施設など一般に利用される施設もある。

## II 審査経緯について

### 1 審査会の審議について

法第20条第5項に基づき準備書について知事の意見を述べるに当たり、平成30年6月22日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降4回にわたり審議が行われ、平成30年10月31日に答申があった。

答申では、環境監視調査を適切に行い、その調査結果を住民に公表すること、環境保全措置である生物共生型護岸を、当該地の生物の生息環境に資する構造となるよう検討するとともに、その効果を検証することなどについての指摘があった。

### 2 環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見について

法第18条第1項に基づき、準備書の縦覧期間中に事業者に対し手続、工事計画等に関する5通の意見書が提出され、この意見の概要と事業者の見解が、平成30年9月11日に知事に送付された。

なお、条例第48条第1項に基づき開催することとされている準備書公聴会は、当該準備書に係る環境保全上の見地からの意見を述べようとする者の申出がなかったため中止とした。

### 3 関係市長意見について

環境影響を受ける範囲と認められる地域の全部が、一の政令で定める市の区域に限られ、当該地域を管轄する横浜市長が法第20条第4項に基づき事業者に対し直接意見を述べることから、関係市長の意見は求めている。

## III 意見

この準備書に対して、条例第50条第2項に基づき環境の保全の見地からの意

見を有する者からの意見及び当該意見についての事業者の見解を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、法第20条第5項に基づき、次のとおり意見を述べる。

## 1 総括事項

事業者は、事業計画及び工事計画を明らかにしたが、護岸等の計画については主な構造が示されただけで、地形や水深による構造物の状況などが分かりにくいことから、配置や構造を分かりやすく説明する必要がある。

また、自主的に行うとしている環境監視調査について、監視項目及び実施内容を可能な限り具体的かつ正確に示し、その調査結果を公表する必要がある。

さらに、事業実施により一部とはいえ生物の生息環境が失われることから、周辺の地形などを説明することにより、生物の生息環境としての位置づけを明らかにした上で、埋立地の存在が動物・植物・生態系に与える影響の評価を行うことと併せて、環境保全措置である生物共生型護岸は、当該地の生物の生息環境に資する構造となるよう検討し、その見込まれる効果を説明する必要がある。

加えて、事業の実施により神奈川県無形民俗文化財である「お馬流し」の開催に影響を与えることのないよう、十分な調整を行う必要がある。

以上のことから、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

## 2 個別事項

### (1) 事業内容

ア 埋立地の護岸等は、施工性、経済性、利用目的及び周辺航行船舶への影響を考慮し、セル式及びケーソン式とし、併せて一部に消波機能を有する構造としているが、準備書に記載されている護岸等の配置及び主な構造だけでは、地形や水深による構造物の状況などが分かりにくいことから、配置や構造を評価書で分かりやすく説明すること。

イ 事業者は、主務省令<sup>\*3</sup>第32条で定める要件に該当しないとして、事後調査は行わないとしている一方、環境保全措置を確実に実施し、環境の状況の把握と環境の保全に努めるため、環境監視調査を行うこととしている。こうした調査を適切に行うには、監視項目及び実施内容を可能な限り具体的かつ正確に示すことが重要であることから、評価書で分かりやすく説明すること。

また、設計の進捗により環境監視調査の内容に変更が生じる場合には、条例に基づき必要な手続を行うこと。

さらに、調査結果については、住民が閲覧しやすい手段により公表すること。

※3 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年六月十二日農林水産省・運輸省・建設省令第一号)。

## (2) 動物・植物・生態系

本事業による埋立てにより、海域における生物の生息環境の一部が消失するが、周囲には同様の海域や護岸が多く存在することから影響は小さいと事業者は予測している。しかし、土地利用が進んだ東京湾においては、一部とはいえ生物の生息環境が失われることについては慎重となるべきであることから、東京湾の過去からの埋立ての変遷、事業実施区域周辺の海底地形や底質その他環境の状況などを説明することにより、事業実施区域における生物の生息環境としての位置づけを明らかにした上で、埋立地の存在が動物・植物・生態系に与える影響の評価を行うこと。

また、環境保全措置である生物共生型護岸は、ケーソン部やブロック部だけではなく、マウンド部も含めて当該地の生物の生息環境に資する構造となるよう検討し、その見込まれる効果を評価書で説明すること。

なお、本事業で採用するスリットの開口高さが階段状である生物共生型護岸は、現時点で事例が乏しいことを踏まえ、例えば多様な魚類の生息にも資する効果の検証等により、その結果を今後の技術の進展に貢献できるようにすることが望ましい。